

平成 29 年 11 月 21 日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市環境審議会

会長 川島 豪



厚木市災害廃棄物処理計画の策定について (答申)

平成 29 年 8 月 18 日付けをもって諮問のありました厚木市災害廃棄物処理計画を策定することについて、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。



厚木市災害廃棄物処理計画の策定について

答 申

厚木市環境審議会

平成 29 年 11 月 21 日

答 申

厚木市は、平成28年3月に地域防災計画を改定し、災害に強い安心・安全なまちづくりを進めておりますが、都心南部直下地震、東海地震及び南海トラフ巨大地震などの発生が懸念される中、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震では、膨大な災害廃棄物が発生し、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することが、被災地の復旧・復興にとって大きな課題となりました。

これらの教訓から発災後に市民の生活環境を保全し、速やかに復旧・復興を図るため、平常時において災害時の被害状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定し、発災時には市民と行政等が共通の認識のもと、災害廃棄物の処理を推進する体制を確保することが求められております。

このような背景の中、災害廃棄物処理計画では、処理の基本方針や組織体制、避難所から発生するごみの処理方法等について定めるとともに、広く計画を市民に周知し、災害に備えることが肝要です。

また、本計画を着実に履行するため、計画内容のわかりやすい概要版の作成等、広報啓発活動に力を注いでいただくよう切に要望します。

なお、災害廃棄物処理計画案に対する具体的な意見は次のとおりです。

1 組織体制の構築について

発災後の迅速かつ適正な災害廃棄物の処理を確保するため、時間軸で行動計画を設定し、計画に盛り込むこと。

2 協定について

災害廃棄物の処理に係る事業者との協定について、複数の事業者と協定を締結するなど、リスクを分散させる方法を検討すること。

3 情報の伝達について

発災後の市民等への情報伝達について、市ホームページに止まらず、フェイスブック等複数の手段により周知する方法について検討すること。

4 計画の周知について

発災時のごみの出し方について、市民に明確な周知を行い、発災後に市民が計画に沿った行動ができるよう十分な周知を行うこと。

5 交通の確保について

発災後に災害廃棄物が道路等に放置され、交通を阻害することがないように、仮置場は災害廃棄物発生量を見込んだスペースを確保すること。

6 仮置場の管理について

仮置場の火災予防について、国の指針を確認し、整合を図りながら計画に盛り込むこと。

7 環境モニタリングの実施について

東日本大震災で、仮置場や一時保管場所（ストックヤード）の下流の水質が汚染された経験から、現場の状況に応じて、河川の水質をモニタリングすること。

8 トイレについて

仮設及び簡易トイレの使用にあたり、衛生を確保するために水で流すなどの対応が必要になると思われることから、市内の井戸の数や位置について把握し、発災時に利用できる体制を整えること。

9 有害廃棄物等の処理について

有害廃棄物については、環境を汚染せず、適正に処理する仕組みを計画に盛り込むこと。

また、PCBの保管場所やアスベストの使用場所など、有害廃棄物が存在する箇所をあらかじめ把握し、被災により処理が必要な場合は、迅速な処理ができるよう計画に盛り込むこと。

10 思い出の品について

思い出の品の保管について、保管する期間を検討すること。

11 災害廃棄物の実行計画について

被災により処理施設の稼働が困難となる場合を慎重に想定したうえで、実行計画を策定すること。

また、災害時に処理施設の稼働を確実なものとするなど、広域処理の前に自区内処理を優先する仕組みを検討すること。